

電力の安定供給に関する意見書

東京への電力の供給については、原子力発電所が立地する新潟県及び福島県をはじめ、電源が立地する他県の長年にわたる理解と協力によって担われてきている。

今回の東京電力（株）による不祥事は、電源立地地域住民に対し、原子力発電に対する不安と不信を呼び起こしている。安心・安全が何よりも求められている原子力発電所において、点検・補修等における諸々の不正問題が発生し、事業者の信頼は失墜し、ついには全プラントの停止という最悪の事態にいたっている。

東京電力（株）は、原子力発電所を新潟県及び福島県内に 17 基設置し、合計 1,730 万 kw の電力を首都圏へ供給している。原子力発電は、長期的、安定的なエネルギーの確保と地球環境の保全という観点からも、その重要性は認識されているところである。

その後、地元の理解を得て新潟県の柏崎刈羽 6 号機は再開しているが、この 1 基のみで夏の電力供給が間に合うかどうか、マスコミ紙上でも大きく取り上げられている。仮に、供給不足に伴う停電というような事態になれば、国民生活に重大な影響を与え、我が国の社会経済全体にとっても多大な影響を及ぼすことは明らかである。

本来、この問題を引き起こした最大の原因は、東京電力（株）の隠ぺい体質にある。東京電力（株）がこの体質を改革し、失われた信頼を取り戻すことが最重要課題である。一方、東京電力（株）を監督する国は、原子力発電の安全の確保に万全を期すとともに、東京電力（株）の体質改革実現のため監督責任を果たさなければならない。

当然、このような事態を迎え、都民・企業・行政も挙げて、一層省エネに取り組まなければならないことは言うまでもない。

このため、関係当事者は、引き続き電源立地地域の住民と同じ目線に立ち、何よりも地元住民における安心、安全の確保を最優先に考え、信頼回復へ向けた早急な取り組みが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、東京電力（株）に対する指導・監督の徹底を図り、一日も早く、電力の安定供給に向けた運転が再開出来るよう強く要請する。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 15 年 6 月 30 日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量